

議案第 29 号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 19 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例（平成15年佐倉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

農園	1区画1年につき	5,000円
----	----------	--------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。